

2020年6月1日改定

エピコカード会員規約

第1条（総則）

- （1）本規約は、株式会社Aコープ西日本(以下、「当社」という。)が発行するエピコカード(以下「カード」という。)の利用について定めるものとします。
- （2）会員とは、中学生以上の個人で本契約を承認のうえ、原則として申込者自筆により申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。
- （3）会員が入会時に提出いただいた申込書は、当社の責任において管理し返却は行わないこととします。
- （4）会員は、カードの利用について本規約が適用されることに同意します。

第2条（カードの機能）

- （1）カードは電子マネー（以下、「エピコマネー」という。）の機能付です。
- （2）エピコマネーに関する規約は、株式会社フジ・カードサービスが管理運営する「エピコマネー利用規約」に拠ります。
- （3）会員はエピコカードを利用するにあたり、エピコマネー利用規約が適用されることに同意します。

第3条（カードの貸与と取扱い）

- （1）当社は、原則会員1名につき1枚のエピコカード（以下「カード」という。）を発行し貸与します。
- （2）会員は、カードを貸与された時は直ちにカードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意義務を持って、カードを使用・保管するものとします。
- （3）カードは、カードに署名した会員本人のみ利用でき、他人に貸与、譲渡、質入、担保提供など一切できないものとします。
- （4）会員が本条（2）（3）項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。
- （5）カードは会員が退会するか、もしくは会員の資格が喪失するまで有効とします。

第4条（届出事項の変更）

- （1）会員は、住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス等の変更があった場合は、遅滞無く当社所定の方法により届け出るものとします。
- （2）会員は前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未到着になっても、異議ないものとします。

第5条（カードの紛失・盗難等）

- （1）会員は、カードを紛失・盗難にあった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、紛失盗難届を提出するものとします。
- （2）前項に反し、何の連絡もなせず他人に不正使用された場合の損害は、会員が負担するものとします。

第6条（カード再発行）

- （1）カードを紛失・盗難につき再発行を希望される場合は、当社所定の届出書を提出し、再発行するものとします。この場合、再発行手数料として200円（税込）申し受けます。
- （2）カードが破損・磁気不良の場合は、当該カードと引換えにカードを再発行するものとします。

第7条（会員サービス）

- （1）当社の店舗において、精算前にレジにてカードを提示いただいた場合、お買上げ商品代金200円（消費税除く）につき1ポイント付与いたします。200円（消費税除く）に満たない場合は、ポイントは付与いたしません。
- （2）ポイントが付与できるお支払方法は、現金、エピコマネー、商品券その他当社が指定するお支払方法のいずれか、又はその組合せに限ります。
- （3）前項（2）のエピコマネーでのお支払い時は、さらにお買上げ200円（消費税除く）で1ポイントのエピコマネーポイントを付与します。
- （4）以下の各号に該当する場合は、ポイントの付与はできないものとします。
 - ①精算のときにカードの提示がない場合。
 - ②たばこ、市町村指定ゴミ袋、商品券購入、送料、雑誌、100円均一、切手・印紙などの金券類、生産者コーナー（一部の店舗）等の商品購入時。
 - ③その他当社がポイント加算の対象外と指定する売場・催事・商品・役務・売掛金の入金等。
 - ④当社が指定したお買物券・割引券等を利用した時のお買物券・割引券等のご使用分。
- （5）前項①号のカードの提示がない場合、精算日を含めて一週間以内にレシートとともにカードを提示していただき、ポイント付与するものとします。

第8条（ポイントの利用）

- （1）ポイントは、300ポイントになると300円分（消費税込）のお買物券として当社の定めた方法にて発券するものとします。なお、お買物券の発券基準は変動

する場合があります。

- (2) (1) 項で発券したお買い物券は、次回以降の現金およびエピコマネー精算でのお買い物から利用できるものとし、額面金額以上のお買い物で利用できるものとしません。(おつりはできません。)

なお、お買い物券の有効期限は、発効日より6ヶ月間とさせていただきます。

第9条 (返品時のポイントについて)

会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにカードを掲示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

第10条 (カード発行時のポイントについて)

会員が第6条の規約に基づきカードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引継がれるものとします。

第11条 (ポイントの失効)

最終お買上日より1年間ご利用が無い場合、それまでに積み立てたポイントは自動的に失効し消滅するものとします。

第12条 (個人情報の保有)

会員はエピコカード会員申込書に記入された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・年齢・郵便番号・住所・電話番号およびエピコカードに印字されているカード番号、および入会日、発行日を当社が保有することに同意するものとします。また、エピコカードの利用による会員のお買上情報を保有することも同意するものとします。(以下「個人情報」と総称する)

第13条 (個人情報の利用)

会員は当社が下記(1)～(8)の目的のために個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) エピコカードの機能、付随または関連サービスの提供。
- (2) ポイント及びエピコマネーの付与・チャージ・削減にかかる計算及び管理
- (3) 郵送・電話の方法により、販売促進・商品情報・生活情報・セール・各種ご優待・アフターサービスについての営業活動のご案内。ただし、会員の申し出により送付等を中止することができるものとします。
- (4) 当社が外部から受託した宣伝物・印刷物の郵送等。
- (5) 市場調査・購買動向調査のマーケティング活動や商品開発。
- (6) 会員の落とし物や忘れ物等の業務に付随するご連絡。

- (7) 会員との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行。
- (8) 当社が各種法令等により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、又は、本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利を害するおそれがある場合において、それらが適正と当社が判断した場合に公的機関等に個人情報を提供すること。

第14条（規約の変更）

- (1) 当社は、以下の各号に該当する場合には、本規約を変更することがあります。
 - ①変更の内容が利用者の一般の利益に適合する時
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである時
- (2) 前項に基づく変更にあたっては、当社が効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び開始時期を、当社のホームページにてあらかじめ公表します。
- (3) 当社は本条第1項から第2項に定める方法のほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法、その他の適切な方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、利用者は当該周知の後に本規約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。
- (4) 前項に基づく本規約の変更に異議がある利用者は、カードの退会の申し出を行うことができ、当社はこの申し出を承諾します。

第15条（反社会的勢力の排除）

会員（本条については、入会申込をしようとする方を含みます。）は、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること。

第16条（退会・会員資格の喪失及び利用停止等）

- (1) 会員の都合により退会する時は、当社所定の届出をするとともに、カードを返却ま

たは切断のうえ破棄するものとします。

- (2) 会員が、次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの利用停止または会員資格を喪失することができるものとします。会員は当社がカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
- ①会員がカード申込み若しくはその他当社への届出等で虚偽の申告をした場合。
 - ②住所、電話番号等の変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡ができなくなり、会員資格を継続させることが不相当と当社が判断した場合。
 - ③本規約のいずれかに違反した場合。
 - ④その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。

第17条（業務委託）

当社は、本規約に基づくエピコカードのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第18条（業務委託先および業務委託内容）

(1) 業務委託先

株式会社フジ・カードサービス

〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

電話番号 089-913-6218

(2) 業務委託内容

- ①データ入力業務および申込書保管業務
- ②コールセンター業務

第19条（業務委託先における個人情報の利用）

会員（本条については、入会申込をしようとする方を含みます。）は、前条（2）項の業務委託のために個人情報を利用することに同意するものとします。

第20条（お問合せ窓口）

本規約、会員特典ならびに会員情報についてのお問合せ、ご相談は当社窓口にてお受けいたします。

株式会社Aコープ西日本

〒733-0832 広島県広島市西区草津港二丁目6-50

電話番号 082-276-0700 受付時間 土・日・祝日を除く9時～17時